

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立田沢湖スポーツセンター	所在地	仙北市田沢湖生保内字下高野73-75
指定管理者	田沢湖高原リフト株式会社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

1 施設の概要													
設置目的	スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため。(条例第1条)												
県の施策上の施設の位置付け	「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、本県の競技力向上やスポーツに親しむ環境整備を行うための施設としてだけでなく、体育館や陸上競技場等に宿泊施設を併設し、県内外から合宿等を受け入れ可能であり、スポーツのみならず交流人口の拡大にも資する施設である。また、競技力の向上、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動の促進、子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上、スポーツ以外にも含む各種合宿や大規模イベントの開催等を通じた地域づくりと交流人口・関係人口の拡大を推進することが求められている。												
設置年	2006年	経過年数	20年	目標使用年数	60年	残年数	40年	施設面積	5,421.73㎡				
施設の設置状況	宿泊棟・体育館・陸上競技場・ラグビー場・サッカー場・ジャッジハウス												
県内類似施設	美郷町宿泊交流館ワクアス(美郷町)					東北各県類似施設	マエダアリーナ(青森県)、宮城県総合運動公園合宿所(宮城県)、山形県総合運動公園(山形県)、福島県いわき海浜自然の家(福島県)						
施設の基本的な方針(個別施設計画)	方向性	方向性に向けた対応											
	存続	施設の機能維持と利用者の安全確保のため、設備機器等の計画的な改修・更新を行い施設を存続させる。											
料金制	利用料金併用制	主な料金設定 別紙資料等による											
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日 (5年間)					営業期間・時間	通年営業 開場時間 8:00~21:00						
指定管理業務の内容	1) スポーツセンターに係わる使用許可、使用取り消し並びに使用制限および使用停止に関する事。 2) スポーツセンターの施設及び設備の維持管理に関する事。 3) スポーツセンターの利用を通じたスポーツの普及振興に関する事。 4) 前号に掲げた他、スポーツセンターの管理に関して秋田県が必要とする業務。					自主事業の内容	・バスケットボール 14回 ・小学生夏休み宿泊体験教室 1回 ・小学生バレーボール 1回						
サウンディング実施対象	×	年間利用者数(人)	R3	R4	R5	R6	R7	年間利用収入(千円)	R3	R4	R5	R6	R7
			15,455	21,007	24,882	29,958	25,891		15,291	24,114	29,728	36,399	36,030
収支決算(千円)	収入	項目	R3	R4	R5	R6	R7	増減要因の分析					
		利用料収入	15,291	24,114	29,728	36,399	36,030	年間利用者数	上半期については4月と6月が学校研修校の減少やイベント開催日の変更等により前年を下回ったが他の月は学校数・宿泊日数も増加し、明治大学応援団など新規の合宿も増えたことから、宿泊数で950人の増加となった。日帰り利用者は4月から7月にかけてイベントや剣道・昨年の全国スポ少大会などの利用がなくなった影響で293人の減少となった。下半期については、イベントの宿泊チームの減少や12月の雪不足などの影響、東北ミニバス大会の中止、少子化に伴うチーム部員数の減少等により、宿泊数は1,069人の減少となり、日帰り利用者はクロカンスキーの競技人口の減少などにより3,157人の減少となった。これにより年間では、宿泊者が89人、日帰り利用者が3,450人それぞれ減少となった。				
	指定管理料	40,622	29,053	29,053	29,053	29,053							
	その他収入	2,724	2,031	1,869	1,671	2,099							
	合計	58,637	55,198	60,650	67,123	67,182	収支決算	利用人数の目標は達成はできなかったものの、収支面では前年からは改善している。利用者収入の予算は宿泊数14,000人(35,012,440円)に対し13,723人(36,029,910円)となり、宿泊者数が減少したものの施設利用料が多くなり収入額はクリアできた。支出に関しては契約の変更に伴う光熱水費の減少もあって全体的には前年を下回ることができた					
	人件費	36,259	38,146	39,067	45,413	42,829							
	光熱水費	7,034	10,055	10,039	9,538	9,257							
	修繕費	5,682	5,314	5,464	1,223	1,381							
	委託料	3,323	3,708	3,738	3,947	4,012							
	その他支出	17,845	15,653	13,907	26,079	26,634							
合計	70,143	72,876	72,215	86,200	84,113								
収支差	▲ 11,506	▲ 17,678	▲ 11,565	▲ 19,077	▲ 16,931								

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立田沢湖スポーツセンター	所在地	仙北市田沢湖生保内字下高野73-75
指定管理者	田沢湖高原リフト株式会社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

2 <観点Ⅰ> 施設の設置目的（施設の目指す姿）の達成に関する取組					
運営方針・施設の利用目標	令和6年度の実績を基に、利用者総数 32,000人 とする。				
目標・実績	目標の内容	利用者総数 32,000人（宿泊者数 14,000人・日帰り者数 18,000人）			
	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	目標	31,500	33,500	32,000	学校研修の増加や明治大学応援団並びに全日本スキー技術選手権等で利用者が増加した一方で、イベントや主催事業において各チームの部員数の減少や宿泊チームの減少などがあった。また、雪不足によりスキー場のオープンが遅れたことから12月の宿泊のキャンセルが多数発生し、また、昨年まで開催されていた東北ミニバス大会も無くなったことなどから、全体の宿泊利用者が減少した。日帰り利用者については、クロカンスキーの競技人口減少や東医体スキー大会による利用がなくなったことにより減少となった。
	実績	24,882	29,958	25,891	
	達成率	79.0%	89.4%	80.9%	
具体的な取組とその効果	明治大学応援団の合宿については、3年越しの営業活動により実現した新たな宿泊利用であり、今後、他大学の応援団への波及効果も期待できるものとなった。また、新たなイベント企画の実施に加え、学校研修の増加に向けた学校訪問活動の強化や研修プログラムの充実などを図りながら利用拡大に努め、少子化が進行する中で利用者の減少を最小限とするよう努めた。				
次年度の目標	目標の内容	総利用者数 30,400人			
	設定の根拠	令和7年度は、前年を下回る結果となったが、令和6年を上回る設定をしました。			
<観点Ⅰ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	B	宿泊者は13,123人で前年比95%、日帰り利用者12,150人で前年比78%となり、全体の総利用者は86%となり、B評価とする。		
	県所管課	B	新規団体の利用による利用者数の増加はあったものの、例年実施している大会の中止や宿泊日数、参加人数の減少により、全体としては昨年度の利用者数から4,000人以上減少している。新規利用者の獲得とともに大会の継続実施や参加者数の定着に努めていただきたい。		
3 <観点Ⅱ> 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組					
利用者満足度の実績	年度	R 5	R 6	R 7	増減要因の分析
	実績 (%)	89.9	85.9	91.8	アンケート内容を把握し、利用者の生の声にも対応して前年比で7%増加となった。
	具体的な取組とその効果	アンケートの意見内容を的確に把握し、小規模の修繕等については迅速な対応に努めたほか、経費の嵩む事案については優先順位を付けたうえで計画的に対応し、利用者が安全・安心に施設を利用できる環境の提供に心がけている。			
<観点Ⅱ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）		
	指定管理者	A	アンケート結果や利用者の声に基づき的確な対応に努めており、維持管理や接客対応など可能な限り反映することを常に心がけており、満足度の高い評価を得ている。		
	県所管課	A	前年度から5ポイント以上満足度が増加しており、直近3年間を含む満足度も評価A基準を満たしていることから、アンケート結果や利用者の要望を可能な限り施設運営に反映する姿勢が、高い利用者満足度の継続、そしてさらなる増加につながっていると評価できる。		

指定管理者制度導入施設評価票
評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立田沢湖スポーツセンター	所在地	仙北市田沢湖生保内字下高野73-75
指定管理者	田沢湖高原リフト株式会社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

4 <観点Ⅲ> 県民サービス及び業務効率性の向上と公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

モニタリング項目	モニタリング項目		主な視点	指定管理者	県所管課	
	管理運営体制	サービス向上				
モニタリング項目	①	職員の配置状況	事業計画書等に照らして適切な職員配置となっているか 等	A	A	
	②	職員の勤務実績	事業計画書等に照らして適切な勤務実績となっているか 等	A	A	
	③	職員の処遇等	職員の処遇が労働法規に反していないか 等	A	A	
	④	施設等の適切な管理	事業計画書等に照らして日常的な保守管理や定期点検、清掃、警備、修繕等がなされているか 等	A	A	
	⑤	備品の適切な管理	備品の紛失・損傷はないか 等	A	A	
	⑥	個人情報の保護	個人情報取扱特記事項が遵守されているか 等	A	A	
	⑦	安全・安心の確保	事故防止マニュアルや緊急時連絡体制を整備しているか 等	A	A	
	⑧	経費の低減・収入の増加	経費の低減や収入の増加の取組が進められ、前年度と比較し、施設の収支状況が改善されたか 等	A	A	
	⑨	健全な経営	指定管理者選定時の財務指標と比較し、特段の経営の悪化がみられないか 等	B	B	
	サービス向上	①	開館日・開館時間等	事業計画書等に照らして適切な開館状況となっているか 等	A	A
		②	業務の実施	事業計画書等に照らして適切な業務が実施されているか 等	A	A
		③	施設の使用許可	事業計画書等に照らして適切に使用許可がされているか、優先的又は不利益な取り扱いはないか 等	A	A
		④	職員の接客	丁寧な対応や挨拶がなされているか、名札着用や適正な服装をしているか 等	B	B
		⑤	広報・利用情報の発信	ウェブサイトやSNS、パンフレットなど、多様な媒体により積極的な広報を実施しているか 等	A	A
⑥		利用者の相談・意見・苦情	ウェブサイトや電話等による相談窓口を整備し、利用者からの相談・意見・苦情への対応策を講じているか 等	A	A	
⑦		課題への対応	利用状況のほか、満足度調査等から課題を抽出し、対応策を講じているか 等	A	A	
<観点Ⅲ> 評価	評価者	評価	評価コメント（評価基準によらない場合はその理由）			
	指定管理者	A	<p>・B評価となっている「健全な経営」については、送迎用のマイクロバスやスノーモービルの更新や寝具の一斉入れ替え等に伴う減価償却費の拡大の影響も大きく、赤字傾向は継続しているものの、今後の安定経営に向けた投資によるものであることもありB評価とする。「職員の接客」については丁寧な接客対応を心がけているもののスタッフの名札着用の不徹底があることなどからB評価とした。</p> <p>・「管理運営体制」と「サービス向上」のその他の項目については概ね良好に対応していることから、全体評価はA評価とする。</p>			
	県所管課	A	<p>「経費の低減・収入の増加」については、昨年度から宿泊者数・日帰り利用者数がともに減少した中でも収入が増加し、経費に関しても昨年度から低減している点からA評価とした。</p> <p>「職員の接客」については、高い利用者満足度からも高水準であることが見受けられるが、名札の着用の徹底など今後の改善が期待される点もあることからB評価とした。</p>			

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度【令和7年度】

施設名	秋田県立田沢湖スポーツセンター	所在地	仙北市田沢湖生保内字下高野73-75
指定管理者	田沢湖高原リフト株式会社	県所管課	スポーツ振興課 スポーツ施設チーム

5 県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方

県の施策の達成状況	県民のスポーツ利用や各種自主事業の積極的な実施により、「第4期秋田県スポーツ推進計画」に掲げる、競技力向上や子どものスポーツ機会の充実による運動習慣の確立と体力の向上が図られている。スポーツ大会の開催の他に指定管理者の積極的な新規利用者層の開拓により、交流人口の拡大にも大きく貢献しているといえる。
施設運営の課題	築後20年が経過し、施設や設備機器等の経年劣化が見受けられる。利用者の安心安全を第一にした計画的な修繕・更新が必要である。
今後の方向性	指定管理者と連携し、より効果的な施設運営を実施するとともに、平日の集客力を高めるため教育旅行やイベント等の誘致のほか、日帰りでも利用できるような環境を整備することで、幅広い世代に施設を使ってもらえるよう努める。また、より安定的な施設運営に向けて、R8年度以降の利用料金を見直す。

6 外部有識者委員会による評価（提言）

評価(提言) 令和6年度	施設の管理運営状況	<ul style="list-style-type: none"> 施設が清潔かつ安全に維持管理されている点は評価できる。 ホームページを確認するとバスケットの利用実績が大半であることから、他競技や文化活動に関する合宿等の営業戦略について要検討。また、県外へ向けた積極的なPR戦略も要検討。 様々な戦略検討に当たっては、株主（観光事業者、バス事業者等）との連携等についても検討されたい。 経営状況を見ると赤字が継続しており、利用料金の見直しも含め収支改善策について要検討。 具体的な閑散期対策（戦略）について要検討。繁忙期と閑散期を分析し、メリハリのある運営戦略などを検討いただきたい。
	県の施策達成に向けた施設運営	<ul style="list-style-type: none"> 提供サービスに対して条例額が低廉ではないか検証が必要。低廉である場合は、指定管理者の収支に影響を及ぼすことから、条例改正も見据えた対応について要検討。
評価(提言)を踏まえた対応方針 令和6年度	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の拡大に向け、従来週末のイベントに加え、利用率の低いウィークデーの利用対策として、引き続き教育旅行の誘致を進めていく。 一般のスキー客や県内外からの吹奏楽部等の合宿、スポーツクラブ会員による利用や問い合わせが増加しており、こうした利用の取り込みを図るとともに、これまでに利用実績のない企業の社員研修等の幅広い活用に向けたアナウンスを積極的に進めていく。 経営状況については、人件費、諸材料の高騰による運営コストの増大が収支に影響していることから、指定管理料や利用料金の見直し、様々な経営支援策を県に要望していく。
	県所管課	<ul style="list-style-type: none"> 県内及び隣県の類似施設の利用料金を確認し、条例改正も見据えて利用料金の見直し等について検討する。
対応方針の進捗状況 令和7年度	指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の拡大については、新たなイベント企画の実施や明治大学応援部等の誘致の実現などにより一定の成果があがる一方で、平日利用の柱として期待していた県外からの教育旅行が交通費の高騰等により日程の短縮やより近いエリアへの変更などにより縮小傾向となっており、これに代わる新たな利用者の掘り起こしが必要となってきている。 また、少子化による部員数の減少やプライバシーの面から個室での宿泊を希望するお客様の増加等により、センター全体のベースとなる宿泊人数が減少傾向となっていることから、現在、県外の大学や一般企業、スポーツクラブ等の新たな客層の掘り起こしを進めているところであり、具体的な成果に結びつくまで粘り強く営業活動を続けていくこととしている。 県の条例改正や指定管理契約の見直しにより利用料金の値上げや委託費の増額が実現しており、人件費や諸材料費が高騰する中で経営面の環境改善は一定程度実現している。
	県所管課	<ul style="list-style-type: none"> 県内及び隣県の類似施設の利用料金を確認し、条例改正も見据えて利用料金の見直し等について引き続き検討していく。

○秋田県立田沢湖スポーツセンター条例

平成十年十月九日
秋田県条例第四十四号

秋田県立田沢湖スポーツセンター条例をここに公布する。

秋田県立田沢湖スポーツセンター条例
(設置)

第一条 スポーツの普及振興を図り、もって県民の心身の健全な発達に寄与するため、秋田県立田沢湖スポーツセンター(以下「センター」という。)を仙北市田沢湖生保内字下高野七十三番地の二に設置する。

(平一七条例八二・平一八条例三九・一部改正)

(使用の許可)

第二条 センターを使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可にセンターの管理上必要な限度において条件を付することができる。

(平二一条例八八・一部改正)

(使用の許可の取消し等)

第三条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止させることができる。

- 一 不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- 二 使用の目的を変更したとき。
- 三 知事の指示に従わなかったとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理上支障が生じたとき。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(使用料の徴収)

第四条 センターを使用する者から、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 使用料は、センターを使用させるときに徴収する。ただし、知事は、特別の理由があると認める者については、使用料を後納させることができる。

(平一七条例八二・旧第三条繰下)

(使用料の減免)

第五条 知事は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(平一七条例八二・旧第四条繰下)

(使用料の不還付)

第六条 既に徴収した使用料は、還付しない。ただし、知事は、使用者の責めに帰することができない理由によりセンターを使用することができなくなった場合その他特に必要があると認めた場合は、その一部又は全部を還付することができる。

(平一七条例八二・旧第五条繰下)

(指定管理者による管理)

第七条 センターの管理は、法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平一七条例八二・全改、平二一条例八八・一部改正)

(指定管理者の業務)

第八条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
 - 二 施設及び設備の維持管理に関する業務
 - 三 センターの利用を通じたスポーツの普及振興に関する業務
 - 四 前三号に掲げるもののほか、センターの管理に関し知事が必要と認める業務
- 2 前条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第二条及び第三条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(管理の基準)

第九条 指定管理者は、前条第二項の規定により読み替えて適用される第三条に定めるもののほか、開場時間及び休業日に関する基準その他の規則で定める管理の基準に従つてセンターの管理を行わなければならない。

(平一七条例八二・追加、平二一条例八八・一部改正)

(利用料金の収受)

第十条 第七条の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、指定管理者は、センターを使用する者から利用料金を自己の収入として収受するものとする。この場合において、第四条から第六

条までの規定は、適用しない。

(平一八条例三九・追加)

(利用料金の承認)

第十一条 利用料金は、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。

2 知事は、前項の承認の申請があった場合において、当該申請に係る利用料金が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、同項の承認をしなければならない。

一 別表の規定を基準として定められていること。

二 第八条第一項各号に掲げる業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものであること。

三 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3 知事は、第一項の承認をしたときは、当該承認をした利用料金を公告するものとする。

4 指定管理者は、第一項の承認を受けた利用料金をセンターにおいて公衆の見やすいように掲示しておくなければならない。

(平一八条例三九・追加)

(利用料金の減免)

第十二条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(平一八条例三九・追加)

(利用料金の不還付)

第十三条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、使用者の責めに帰ることができない理由によりセンターを使用することができなくなった場合その他特に必要があると認められた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(平一八条例三九・追加)

(規則への委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

(平一七条例八二・旧第八条繰下、平一八条例三九・旧第十条繰下、平二一条例八八・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成一〇年教委規則一四号で平成一〇年十一月一日から施行)

附 則(平成一二年条例第一一五号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一七条例第八二号)抄

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第五条中秋田県田沢湖スキー場設置条例第一条の改正規定(「仙北郡田沢湖町生保内」を「仙北市田沢湖生保内」に改める部分に限る。)及び第十一条中秋田県立田沢湖スポーツセンター条例第一条の改正規定 平成十七年九月二十日

附 則(平成一八条例第三九号)

1 この条例は、平成十八年十一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県立田沢湖スポーツセンター条例第十一条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成二一年条例第八八号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

12 この条例の施行により知事が管理し、及び執行することとなる事務に係るこの条例の施行前に秋田県教育委員会がした手続その他の行為又は秋田県教育委員会に対してされた手続その他の行為は、知事がした手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成二六年条例第三九号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年条例第六九号)

1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県立田沢湖スポーツセンター条例別表に規定する審判棟に係る同条例第十一条の規定による利用料金の承認に関する手続は、この条例の施行前においても行うことができる。

附 則(平成二八年条例第三七号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十六号)の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則(平成三十一年条例第一一号)

この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。

別表(第四条、第十一条関係)

(平一七条例八二・平一八条例三九・平二六条例三九・平二七条例六九・平二八条例三七・平三一条例一一・一部改正)

一 施設使用料

(一) 宿泊室等の使用料

区分		使用の単位	使用料の額
宿泊室	宿泊のために使用する 場合	中学校生徒及び小学校 児童	一人一泊につき 一、八三〇円
		高等学校生徒	二、二六〇円
		大学の学生	二、五八〇円
		一般	二、九〇〇円
	休憩のために使用する 場合	一人一回につき	三一〇円
キャンプ場	宿泊	一人一泊につき	三三〇円
	日帰り	一人につき	二一〇円
浴室	小学校児童	一人一回につき	二一〇円
	一般(大学の学生、高等学校 生徒及び中学校生徒を含 む。)		四二〇円

備考

- 一 この表における「中学校生徒」、「小学校児童」、「高等学校生徒」及び「大学の学生」には、それぞれこれらの者に準ずる者を含むものとする。
- 二 宿泊室を宿泊のために使用する場合において、小学校就学の始期に達するまでの者(以下「幼児」という。)が別に宿泊用具を使用するときは、当該幼児を小学校児童とみなす。
- 三 暖房設備の使用期間において宿泊室を宿泊のために使用する場合の使用料の額は、この表に定める額に三百九十円を加算した額とする。
- 四 宿泊室を休憩のために使用する場合の使用料及びキャンプ場の使用料は、幼児からは、徴収しない。
- 五 浴室の使用料は、宿泊室を宿泊のために使用する者からは、徴収しない。

(二) 陸上競技場等の使用料

区分		使用の単位	使用料の額
陸上競技場	貸切使用	一時間につき	二、一四〇円
ラグビー場	貸切使用	一時間につき	二、一四〇円
サッカー場	貸切使用	一時間につき	二、一四〇円
多目的運動広場	貸切使用	一時間につき	二、一四〇円
球技場	貸切使用	一時間につき	二、一四〇円
テニスコート	貸切使用	一面一時間につき	三六〇円
体育館	貸切使用	一面一時間につき	二、九三〇円
	貸切使用以外の使用	一人一時間につき	一一〇円
研修室	貸切使用	一室一時間につき	三七〇円
審判棟会議室A	貸切使用	一時間につき	四三〇円
審判棟会議室B	貸切使用	一時間につき	一三〇円
審判棟会議室C	貸切使用	一時間につき	四六〇円

審判棟会議室D	貸切使用	一時間につき	二一〇円
---------	------	--------	------

備考

- 一 この表に定める使用料は、宿泊室を宿泊のために使用する者からは、徴収しない。
 - 二 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。
 - 三 体育館を貸切使用によらず使用する場合の使用料は、幼児からは、徴収しない。
- 二 附属設備使用料

区分	使用の単位	使用料の額
キャンプ用具	一式一泊につき	一、二八〇円
オーバーヘッドプロジェクター	一式一回につき	五三〇円
ビデオテープレコーダー付きDVDプレーヤー	一式一回につき	五三〇円
プロジェクター	一式一回につき	一、八三〇円
資料提示装置	一式一回につき	一、二六〇円

備考 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。

三 体育館及び審判棟の暖房使用料

区分	使用の単位	使用料の額
体育館	一面一時間につき	一、一五〇円
審判棟	一室一時間につき	八〇円

備考 使用時間が一時間未満であるときは一時間とし、使用時間に一時間未満の端数があるときは当該端数を一時間とする。